

特集 《不正競争防止法》

韓国における営業秘密保護に関する 質問および回答

平成 28 年度不正競争防止法委員会第 1 小委員会アジアグループ^{**}

回答者：弁護士 韓 相郁， 弁護士 金 元

要 約

アジアでの営業秘密保護の動向の調査・研究の対象国として、不正競争防止法委員会の第 1 小委員会のアジアグループでは、調査・研究対象を、先ず韓国に絞り、韓国の代理人に対する質問を作成した。韓国に絞った理由の一つとして、昨今の技術情報の流出等の事件において、技術情報の流出先は韓国企業であるからである。また、韓国のセットメーカーに、部品等を納入している我が国の中小企業が多々あり、韓国の動向を研究することは重要と考えた。この論文の掲載に際し、韓国の代理人から、最新の判例、今後の改正の動向などの有益な回答を得ることができた。

目次

1. はじめに
2. 質問項目作成の趣旨
3. 質問事項および質問事項に対する回答
4. 回答内容についての補足情報とまとめ

1. はじめに

アジアでの営業秘密保護の動向の調査・研究の対象国として、中国、韓国、台湾、タイ、ベトナム、インドネシア等が考えられるが、不正競争防止法委員会の第 1 小委員会のアジアグループでは、調査・研究対象を、先ず韓国に絞ることにした。

第 1 の理由として、新日鐵住金の方向性電磁鋼板の技術情報の流出、東芝のフラッシュメモリの技術情報の流出等の事件において、技術情報の流出先は韓国企業であるからである。更に、韓国のセットメーカーに、部品等を納入している我が国の中小企業が多々あり、韓国の動向を研究することは重要と考えた。

第 2 の理由として、韓国では営業秘密の原本証明制度の運用を、我が国に対して先駆け開始しているからである。我が国においても、タイムスタンプの保管サービスが独立行政法人工業所有権情報・研修館において 2017 年 3 月からスタートしている。

第 3 の理由として、不正競争防止法に関して、我が国と比較し易いことが挙げられる。韓国は、1961 年に不正競争防止法が制定され、改正が重ねられた（1998

年に不正競争防止および営業秘密保護に関する法律に名称変更）。また、条文の構成も、我が国の不正競争防止法と非常によく似ている。しかし、中国企業への情報流出が問題になっているため、営業秘密の範囲を広げたり、罰則を強化したり、営業秘密の原本証明制度の創設等と、我が国より先行して、不正競争防止法の強化を図っている。従って、我が国の参考になると考えられる。

第 1 小委員会アジアグループでは、日韓の条文を比較して、共通点、相違点から、韓国の不正競争防止法に関する検討を行った。その結果、下記のように、5 つの分類「①秘密管理性および営業秘密侵害行為について、②産業技術保護法と営業秘密保護法との関連について、③タイムスタンプについて、④営業秘密の保護について、⑤罰則について」で質問項目を抽出した。

以下、質問項目作成の趣旨、および、金・張法律事務所からの回答内容について説明する。

2. 質問項目作成の趣旨

①秘密管理性および営業秘密侵害行為について

「営業秘密の成立要件（非公知性、秘密管理性、経済的有用性）について、最近の判決例等から満たしてい

^{**} 第 1 小委員会アジアグループ：

産形 和央，大熊 裕司，岡田 全啓，北村 光司，
清原 義博，鷲 健志，関口 尚久，中村 泰弘，
平野 隆之，盛田 昌宏

るか否かの基準を知りたい」および「中小企業の営業秘密保護の強化をしようとしていると聞いているが、どの程度秘密保持に努力していれば、秘密管理性が認められるかを知りたい」という趣旨で、質問を作成した。

②産業技術保護法と営業秘密保護法との関連について

韓国産業技術保護法において、営業秘密の3要件が緩和されて罰則等が適用される場合がある。韓国企業と技術提携する場合、公知技術や日本から提供した技術について、どのように取り扱うべきかについて検討するために質問を作成した。

③タイムスタンプについて

タイムスタンプ、原本証明制度、技術資料任置（寄託）制度及び研究ノート制度の各制度における法的根拠を明らかにすることで、これらの証拠力、各制度の運用主体、各制度の関係を明らかにすべく質問を作成した。

④営業秘密の保護について

日本、韓国における営業秘密侵害事件への対応方法等の検討に資するべく、日本と韓国の民事上の措置の差異、及び韓国における営業秘密侵害民事事件における営業秘密侵害刑事事件記録の利用の実態等について質問を作成した。

⑤罰則について

日本、韓国における罰則規定の相違点、韓国における罰則規定の特徴、立法趣旨等について、質問を作成した。

3. 質問事項および質問事項に対する回答

次に、上記5つの分類に従い、質問事項および質問事項に対する回答について述べる。

質問者：平成28年度不正競争防止法委員会第1小委員会アジアグループ

回答者：金・張法律事務所 (KIM & CHANG), 弁護士 韓相郁, 弁護士 金元

①秘密管理性および営業秘密侵害行為について

Q1.

営業秘密を秘密として管理していたか否かについて、判断を示した判例はあるでしょうか。例えば、秘密保持に必要な「相当な努力」をしたか否か、そして、それを緩和した「合理的な努力」をしたか否かに関する判断を示した判例があればお教えください。

日本では、秘密管理性が肯定された事例と否定された事例をみると、秘密情報への物理的アクセス制限の強弱だけでなく、法的な管理の体制（アクセス可能者に対して秘密保持義務を課していたか否かなど）、組織的な管理の体制（秘密を管理する責任者の存在や、従業員に対する秘密情報管理の徹底など）、業務上の管理の体制（業務上使用する目的で交付した営業秘密を記載した書類（複製物）の回収など）などを総合的に評価して、秘密管理性の有無が決定されていると思われま

A1.

日本の不正競争防止法に対応する韓国の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不競法」という）は、2015年1月28日付の改正によって、営業秘密として保護されるために「相当な努力によって秘密として保持」されなければならないという文言が「合理的な努力によって秘密として保持」されなければならないという文言に変更されています。

大法院は2015年1月28日付の改正前までは、不競法上の「相当な努力によって秘密として保持」という要件に関して、「その情報が秘密であると認識される表示または告知をして、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、その情報にアクセスした者に秘密遵守義務を課するなど客観的にその情報が秘密として保持・管理されているという事実が認識できる状態でなければならない」と判示してきました（大法院は2008年7月10日言渡2008ド3435判決、2008年9月25日言渡2007ド11376判決、2009年7月9日言渡2006ド7916判決、2010年7月15日言渡2008ド9066判決、2012年6月28日言渡2012ド3317判決、2012年6月28日言渡2011ド3657判決など、多数の判決で同じ趣旨の判示をしてきたため、同判示は大法院の確立した判例とみることができた）。

秘密管理性に関しては、主観的に「秘密管理意思」と客観的に「秘密管理努力」が認められなければなりません。秘密管理性に関する判決を分析してみると、「秘密管理努力」に関する絶対的な基準があったり、上記判例での要件を全て具備していなければ、無条件に秘密管理性が否定されるわけではなく、上記判例の原則の下で具体的な事実関係によって総合的に判断がなされるため、秘密管理性の要件を判断するにあたり、判例上で多く例示される問題は、(1)媒体に対する物

理的アクセスの統制, (2)担当者への秘密保持義務の賦課, (3)取引相手方に対する秘密保持努力などに分類できます。

一方, 大法院の判例のうち, 職員に一般的, 抽象的な機密維持義務を課した程度だけでは, 秘密管理性を認定できないとした判例があります(大法院 2009 年 9 月 10 日言渡 2008 ド 3436 判決⁽¹⁾, 大法院 2010 年 7 月 15 日言渡 2008 ド 9066 判決⁽²⁾など)。

2015 年 1 月 28 日付の不競法改正以降, 「合理的な努力」と「相当な努力」との判断基準が異なるかに関して大法院での判断が下されたことはまだないものとみられますが, 最近言渡された下級審判決のうち, これに関して「営業秘密として保護されるために必要な秘密保持・管理水準を『相当な努力』から『合理的な努力』へと緩和」したとみて, 「合理的な努力」を注いだかどうかは, 「当該情報に対するアクセスを制限するなどの措置を通じて客観的に情報が秘密として保持・管理されているという事実が認識できる状態が維持されているかどうか(=アクセス制限+客観的な認識可能性)を, 当該情報に対する①物理的, 技術的管理, ②人的, 法的管理, ③組織的な管理が行われたかどうかによって判断するものの, 各措置が『合理的』であったかどうかについては営業秘密保有企業の規模, 当該情報の性質と価値, 当該情報に日常的なアクセスを許容しなければならない営業上の必要性が存在するかどうか, 営業秘密の保有者と侵害者の間における信頼関係の程度, 過去に営業秘密を侵害された前歴があるかどうかなどを総合的に考慮して判断しなければならないと思われる」と判断しています(議政府地方法院 2016 年 9 月 27 日言渡 2016 ノ 1670 判決⁽³⁾)。

一方, 韓国では「合理的な努力によって秘密として保持された」という文言を「秘密として保持された」と改正することで, 現行の不競法上では一定の要件を備えた生産方法, 販売方法及び営業活動に有用な技術上または経営上の情報が合理的な努力によって秘密として保持されてはじめて営業秘密として認められたことを, 合理的な努力がなくとも秘密として保持されれば営業秘密として認められるよう営業秘密の認定要件を緩和する内容の追加改正の立法が推進されているという点をご参考にして下さい。追加改正に関する進行は次の通りで, まだ追加改正がなされたわけではなく, 実際に追加改正がなされるかどうかについては, 現在としては断定し難いです。

| | |
|--------------------------|---------|
| 2016 年 8 月 17 日～9 月 26 日 | 立法予告 |
| 2016 年 12 月 27 日 | 法制処の審査 |
| 2017 年 1 月 3 日 | 国務会議の通過 |
| 2017 年 1 月 18 日 | 国会への提出 |

Q2.

日本企業が, 大韓民国で生産活動をしている場合において, 秘密管理をどのようにすればよいのでしょうか。その秘密管理に役に立つと思われる判決があれば, お教えください。

日本では, 次のようなことが言われています。

自社の営業秘密について, 別法人が不正な利用を行っている場合に, 自社が当該別法人に対して自社従業員に対するのと同様に, 自社の秘密管理意思が明確に示されている必要がある。立証を考慮すれば, 口頭での秘密管理意思の伝達ではなく, 何らかの書面が望ましい。

日本の企業内(支社, 営業所等), 企業外(子会社, 関連会社, 取引先, 業務委託先等)における秘密管理において, 韓国企業との差はあるでしょうか。

A2.

秘密管理性の有無の判断に関して, 外国企業に対して別様に扱った判決は見つかりません。したがって, (韓国で生産活動をするなどの)日本企業であるからといって別途の基準があると理解するのではなく, 韓国裁判所の秘密管理性の判断基準によって営業秘密を管理すれば良いと思われます。

既存の事例で秘密管理性の有無に関する裁判所の判断基準となった要素を次の通り整理してみました。セキュリティ管理規程の存否, 秘密の分類及び表示の有無, 秘密に対するアクセス統制/制限措置の有無, 搬出/複製統制の有無, 出入りのセキュリティ, ITセキュリティ, セキュリティ教育及び運用, 秘密保持義務の賦課などです。

ただし, A1 でもご説明した通り, 上記要件が機械的に全て満たされることが要求されるのではなく, 具体的な事実関係によって総合的に判断が行われ, このとき個別の企業環境も考慮されるということで, 個別企業の状況によって秘密管理性が認められる可能性があるか, 補完が必要であるかなどについては, 韓国法律専門家の検討を受ける必要があると思われます。ま

た、韓国の大法院の立場は、職員に一般的かつ抽象的な機密保持義務を課した程度だけでは秘密管理性を認定できないということであるため、実質的な秘密管理努力なしに形式的なセキュリティ管理規程を制定したり、秘密保持誓約書を徴求しただけでは、秘密管理性が認められない可能性があるという点に留意する必要があります。

一方、自社の営業秘密を他法人が不正に利用しているのであれば、秘密管理意思を明確に示した方が良く、立証のために書面にした方が良いという点は、韓国の場合も同様です（秘密管理性に関する別途の議論は見つかりませんが、書面によるものが口頭によるものより立証が容易であることは明らかです）。

Q3.

企業の内部の者が、（秘密管理している当事者であるにも拘わらず、）不正取得して、外部に漏洩するケースが多いと思われませんが、企業を守るために、何をすればよいでしょうか。

企業を守るために、役に立つことを示唆した判決はないでしょうか。

日本では、営業秘密保有企業の秘密管理意思が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示され、結果として、従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる必要があります。

秘密管理措置の対象者は、当該情報に合理的に、かつ、現実に接することができる従業員です。

情報にアクセスした者が秘密であると認識できる場合に、十分なアクセス制限がないことを根拠に秘密管理性が否定されることはありません。

A3.

営業秘密の保護のために取る措置に関しては、まずA2での説明をご参考にして下さい。あわせて、韓国でも秘密表示/告知、アクセス統制または秘密約定などの措置を通じて、潜在的な侵害行為者である「職員」が当該情報を営業秘密として客観的に認識できるようにする必要があります。

一方、韓国の大法院は、会社の職員が退社前に会社メールアドレスの資料を本人が個人的に使っていたメールアドレスに送付した事案で、「企業の職員として営業秘密を認知してこれを使用できる者は、すでに当該営業秘密を取得したとみななければならず、

そうした者が当該営業秘密を単に企業の外部へ無断で搬出した行為は、業務上背任罪に該当する可能性があるということは別論とし、上記条項の所定の営業秘密の取得には該当しないとみるのが相当である」と判断し、自身の業務に関してすでに取得した資料の無断搬出に対して「営業秘密の取得」による営業秘密侵害罪を認めなかった事例があります（大法院 2008 年 4 月 10 日言渡 2008 ド 679 判決；参考までに、取得した営業秘密を不正な利益を得るために使用したことに対しては、営業秘密侵害罪が認められました）。

上記の判決を考慮したとき、会社の役職員がアクセスできる会社の資料の範囲を予め制限し、アクセスできる資料であってもどのように使用しているかモニタリングする必要があるため、①業務の性格上、当該資料、情報が必要な職員にだけアクセス権限を付与し、②企業のサーバーアクセス、ダウンロード、メール送付などに対してモニタリングしたり、ログ記録を残せるようにシステムを構築し、③企業が営業秘密、情報保護などのためにサーバー、コンピュータ、メールなどに対して調査などをすることができることといった事前同意を受けておくなどの措置を、可能な範囲内で取っておくのが望ましいです。

Q4.

不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律第2条1号ヌ目（一般条項：2014年1月31日施行）について

第2条1号ヌ目は、条文の位置からして「不正競争行為」に該当する行為と思われるのですが、第2条3号の「営業秘密の侵害行為」にも適用されるのでしょうか？ この条文によると、相当な投資や努力によって得られた成果としての「営業秘密」を、無断で使用することで、他人の経済的利益を侵害する行為も該当するように解釈できると考えられます。韓国実務における第2条1号ヌ目に対する懸念等の問題点、および、第2条1号ヌ目の適用事例があれば、教えてください。

A4.

第1審判決のうち、営業秘密性が否定される営業的資産に対して不競法第2条第1号ヌ目による侵害差止請求を認めたものがあります（ソウル中央地方法院 2015 年 12 月 23 日言渡 2014 ガ合 514641 判決及びソ

ウル中央地方法院 2015 年 10 月 23 日言渡 2014 ガ合 573176 判決)。

上記 2014 ガ合 514641 判決は、原告の職員であった被告らが取引先情報、図面に関する資料を取得した後、退社時に返却せずにそのまま持っており、退職後に別途業者を設立して当該資料を利用した事案に関するものです。第 1 審裁判所は、営業秘密侵害の主張については秘密管理性が否定されるとして認めませんでした。当該情報が原告の相当な投資と努力で作られた成果物に該当して被告らの無断使用によって原告の経済的利益が侵害されるとし、不競法第 2 条第 1 号ヌ目による侵害差止請求及び損害賠償請求について認めました。被告の控訴提起後、控訴取下により、第 1 審判決が確定しました。

上記 2014 ガ合 573176 判決は、被告が原告と液状スティック型人参製品の供給契約を締結し、原告から液体スティックの自動包装機及び原告の製品包装の原本展開図を提供してもらい、これを供給しましたが、契約が終了した後も被告及び第 3 者の製品生産に当該液体スティックの自動包装機及び包装の原本展開図を利用した事案に関するもので、第 1 審裁判所は、2014 ガ合 514641 判決と同様の趣旨で営業侵害の主張については認めませんでした。しかし、不競法第 2 条第 1 号ヌ目による侵害差止請求及び損害賠償請求については認めました。しかし、控訴審は、当該情報が原告の相当な投資と努力による成果であるとみるには足りないといひ、原告の請求を全て棄却しました(ソウル高等法院 2016 年 9 月 29 日言渡 2015 ナ 2063778 判決;控訴審判決に対しては上告が提起され、当該事件は現在、大法院で係属中です)。

上記のような第 1 審判決例をみると、条文の位置と関係なく、不競法第 2 条第 1 号ヌ目を適用したものがあありますが、不競法第 2 条第 1 号ヌ目の適用範囲に関しては幅広く適用しなければならないという立場と、そうではないという立場の下級審判決例があるため、今後の裁判所の立場をもう少し見守らなければならないとみられます。

② 産業技術保護法と営業秘密保護法との関連について

韓国大法院 2013 年 12 月 12 日言渡 2013 ド 12266 判決において、「・・・不正競争防止および営業秘密保護に関する法律での営業秘密とは違い、非公知性(秘密

性)、秘密保持性(秘密管理性)、経済的有用性の要件を要求しない。産業技術保護法第 2 条第 1 号各目のいずれか一つの要件を備えた産業技術は、特別な事情がない限り、秘密保持義務の対象となり、その産業技術に関して特許登録が行なわれ、産業技術の内容の一部が公開されたとしても、その産業技術が全部公開されたわけではない以上、秘密保持義務の対象から除外されるわけではない。」と判示されています。

これを踏まえて、日本の「営業秘密流出対応マニュアル(韓国)」(<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/korea9.pdf>)

の「第 4 編第 3 章の 3」には、「産業技術保護法では、第 36 条による刑事上の処罰規定における‘不正な利益を得る目的または産業技術保有者に対して損害を加える目的’のような不正な目的を要求していないため(第 14 条第 2 号による処罰規定除外)、構成要件に関する立証責任が営業秘密保護法と比べ緩和されている。」と記載されており、また、「営業秘密保護法によって保護される営業秘密として成立するためには、非公知性、秘密管理性、経済的有用性などの要件を満たしていなければならない(営業秘密保護法第 2 条第 2 号)。しかし、産業技術保護法で保護対象となる産業技術の場合、産業技術保護法第 2 条第 1 号各目で規定した要件を満たす産業技術に対しては全て適用が可能である。したがって、産業技術保護法において保護される産業技術は、営業秘密と違いその内容の一部が公示されたとしても、保護対象となり得る。」と記載されています。

Q5.

上記の記載から、形式上営業秘密として管理されていれば、所定の行為によって漏洩したものと証明された場合、公知技術であっても漏洩に関与した者等が処罰対象になると考えられるのでしょうか。

A5.

大法院は、産業技術保護法上の秘密保持義務の対象になる産業技術の意味について争った事例で、「産業技術保護法第 2 条第 1 号各目のいずれかの要件を備えた産業技術は、特別な事情がない限り秘密保持義務の対象になり、その産業技術に関して特許登録がなされて産業技術の内容の一部が公開されたとしても、その産業技術が全て公開されたものではない以上、秘密保

持義務の対象から除外されるわけではない。」と判示しています（大法院 2013 年 12 月 12 日言渡 2013 ド 12266 判決）。

上記大法院判決によると、内容の一部が公開されたとしても内容が全て公開されたものではない産業技術は、産業技術保護法上の保護対象に該当するのは明らかです。また、上記大法院判決は、内容が全て公開された産業技術に対しては産業技術保護法上の保護対象ではないという趣旨のものとみられますが、これに関して明示的に判断をしたわけではなく、公知技術が産業技術保護法上の保護対象から除外されるかどうかに関する大法院の立場は、まだ断定することはできないと思われま

Q6.

日本企業が韓国企業と提携する場合、日本企業が開示した情報も上記の保護対象となるのでしょうか。

A6.

産業技術保護法は、技術開発の主体を韓国企業として明示してはおりません。しかし、産業技術保護法が産業技術の不正な流出を防止し、産業技術を保護することで、国内産業の競争力を強化して国家の安全保障と国民経済の発展に貢献することを目的としている点（第 1 条）、産業技術の定義をみると、国家核心技術などをその対象にしている点（第 2 条）等に照らし、産業技術保護法による保護対象は、韓国企業によって新たに開発または改良された技術などがこれに該当する可能性があります。

したがって、日本企業が提携の韓国企業に開示した情報が（不競法による保護と別個で）産業技術保護法による保護対象に該当する可能性は低いものと考えられます。

Q7.

また、上記 Q5 及び Q6 に関して、過去にそのような事例（判例）は存在するのでしょうか。

A7.

上記 Q5 に関しては、A5 で回答した通り、特許登録によって一部開示された産業技術を流出した者に対して産業技術保護法違反として擬律した事例が存在します。ただし、上記 Q6 に関して参考になる事例（判例）

は、見つかりませんでした。

③ タイムスタンプについて

Q8.

タイムスタンプの証拠力の法律上の規定として、電子文書の時点確認および真実性に関連し、電子政府法、電子政府法施行令（第 6 条、第 32 条）及び電子金融取引法（第 20 条）などがあるとのこと

これらの法規の条文で、英語または日本語化されたものはありませんでしょうか？

A8.

電子政府法は、現行の法律（2016 年 2 月 12 日施行、法律第 13459 号）ではありませんが、旧電子政府法（2014 年 11 月 21 日施行、法律第 12592 号）の英語版は、下記のサイトで確認できます。旧電子政府法の施行から現在に至るまで、実質的な内容の改正はほとんどありません。一方、電子政府法施行令の英語版は、まだ提供されていないものと確認されます。

*電子政府法の英語版 URL：

[http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=32631 & lang=ENG](http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=32631&lang=ENG)

電子金融取引法も現行の法律（2016 年 7 月 28 日施行、法律第 13929 号）ではありませんが、旧電子金融取引法（2015 年 4 月 16 日施行、法律第 12837 号）の英語版は、下記のサイトで確認できます。現在に至るまで、一部内容の改正がありましたが、第 20 条は改正されていません。

*電子金融取引法の英語版 URL：

[http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=33114 & lang=ENG](http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=33114&lang=ENG)

Q9.

研究ノート拡散支援本部（www.e-note.or.kr）及び営業秘密保護センター（www.tradesecret.or.kr）の設立の根拠となっている法規の条文で、英語または日本語化されたものはありませんでしょうか？

A9.

まず、研究ノート拡散支援本部は、発明振興法第 9 条の 2 第 2 項及び発明振興事業の運営要領に関する特許庁告示第 154 条に基づいて設立されました。現行の発明振興法（2016 年 1 月 27 日法律第 13817 号に改正）

ではありませんが、その直前の法である旧発明振興法（2016年1月27日法律第13842号に改正）の英語版は、下記のサイトで確認できます。ただし、発明振興事業の運営要領に関する特許庁告示の英語版はありません。

*発明振興法の英語版 URL：

[http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=37533 & lang=ENG](http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=37533&lang=ENG)

次に営業秘密保護センターは、韓国特許情報院の傘下機関であり、韓国特許情報院と同様に不競法第17条第2項及び同法施行令第4条第6項、また不正競争防止及び営業秘密保護事業の委託機関の指定に関する要領に関する特許庁告示に設立根拠を置いています。一方、営業秘密保護センターの業務のうち、原本証明書サービスに関しては、不競法第9条の3及び同法施行令第3条の3第3項に根拠を置いています。

不競法及び同法施行令の英語版は、下記のサイトで確認でき、不競法については現行の法律や同法施行令が現行の施行令（2016年12月30日大統領令第27751号に改正）ではなく、旧施行令（2014年1月28日大統領令第25121号に改正）である点、ご参考下さい（実質的な内容の改正はありません）。ただし、不正競争防止及び営業秘密保護事業の委託機関の指定に関する要領に関する特許庁告示の英語版はありません。

*不競法の英語版 URL：

[http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=39690 & lang=ENG](http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=39690&lang=ENG)

*不競法施行令の英語版 URL：

[http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=31996 & lang=ENG](http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=31996&lang=ENG)

Q10.

タイムスタンプソリューション（代表キム・ドンヒョン）<http://www.timestamping.co.kr/>の設立根拠となっている法規の条文はありませんでしょうか？

A10.

タイムスタンプソリューション（正式名：AMANO KOREA CO., LTD）は、電子文書の時点の確認及び偽造・変造の防止のためのシステムの販売及び構築事業を主な事業とする一般の私企業であり、設立根拠は別途設けられていません。

Q11.

技術資料任置（寄託）制度がありますが、その制度の設立根拠となっている法規の条文で、英語または日本語化されたものはありませんでしょうか？

A11.

技術資料任置制度は、大手・中小企業共生協力促進に関する法律（第24条の2）及び同法施行令（第15条の2）にその根拠を置いています。大手・中小企業共生協力促進に関する法律及び同法施行令の英文版は、次のサイトで確認することができますが、全て現行法律（2017年1月17日法律第14529号に改正されたもの）及び施行令（2016年4月26日大統領令第27110号に改正されたもの）でない旧法律（2013年8月6日法律第12002号に改正されたもの）及び旧施行令（2015年6月1日大統領令第26302号に改正されたもの）という点をご参考下さい。法律及び施行令の全てにおいて、技術資料任置制度に関しては、特に改正されたものはありません。

*大手・中小企業共生協力促進に関する法律英語版 URL：

[http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=30349 & lang=ENG](http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=30349&lang=ENG)

*大手・中小企業共生協力促進に関する法律施行令英語版 URL：

[http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=35557 & lang=ENG](http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=35557&lang=ENG)

Q12.

技術資料任置（寄託）制度も原本証明制度もデータの存在を証明できる点では同じですが、現状はどのように使い分けされているのでしょうか？

A12.

技術資料任置制度と原本証明制度は、いずれも技術資料または営業秘密の保有事実を証明できるという点で同じ効果を持ちます。ところが、これらは根拠法令及び管轄機関が異なる別個の制度として、制度の主な活用機能には多少の差が存在しているといえます。

まず、技術資料任置制度の場合、中小企業を保護するための趣旨で制定された大手・中小企業共生協力促進に関する法律に基づき導入された制度として、中小企業庁が管轄しています。上記制度の場合、中小企業

の技術資料を信頼性のある第3の機関が引き受けておくことによって、技術流出時に開発企業の技術保有の有無が容易に立証できるようにし、技術の滅失・毀損を防止するなどの機能を遂行しており、今後の紛争に備えた予防的措置の面よりは、中小企業が保有する技術をバックアップしておくことにより意義を置いているものとみられます。

一方、原本証明制度の場合、競争秩序及び営業秘密を保護するための趣旨で制定された不競法に基づき導入された制度として、特許庁が管轄しています。上記制度の場合、電子文書で保管中の営業秘密原本から電子指紋を抽出して登録しておくことによって、今後、原本の確認が必要な場合、上記の電子指紋と公認認証証書の電子署名、公認認証機関の時間情報を利用して営業秘密の原本及び偽造・変造を証明する機能を遂行しています。すなわち、上記制度の場合、今後発生し得る営業秘密に関する紛争に備えた予防的措置として活用される面が大きいものと思われれます。

Q13.

貴国では、営業秘密管理用システムを提供し、営業秘密保有時点認証支援などの公共サービスを行っておられますが、これらの基礎となる電子化政府とタイムスタンプとの関係を規定した法規の条文で、英語または日本語化されたものはありませんでしょうか？

また、これらのシステムを管轄しているのは行政安全部でしょうか？行政安全部と特許庁との業務の棲み分けはどのようになっているのでしょうか？

A13.

電子化政府と原本証明制度（タイムスタンプ）の関係について規定している法令は存在しません。一方、理解を助けるためにご説明しますと、電子化政府に関する法律である電子政府法は、行政業務の電子的処理のために制定された法律として、営業秘密の保護のために導入された制度である原本証明制度とは立法趣旨、保護対象などに差があります。既にご存知の通り、電子政府法では電子化文書の真正性の確認及び偽造・変造の防止のための技術的な対策を設けなければならないと規定していますが、これは基本的に民間人などが提出する電子文書の真正性を確認するための目的で行われるものであり、営業秘密の保護とは直接的な関連性はありません。

ご参考までに、電子政府法による電子化文書に関する管理業務は行政自治部の管轄で、不競法による原本証明制度に関する管理業務は産業通商資源部の管轄です。

④ 営業秘密の保護について（営業秘密保護法 第3章）

Q14.

貴国では、営業秘密侵害の禁止請求権について、大法院の判例（大法院 1996 年 12 月 23 日宣告 96 ダ 16605 判決）により、禁止期間が限定されている（永久的な侵害禁止が否定されている）と理解しております。係る大法院判決の要旨をご教示の上、大法院判決後の判例・裁判例の動向をご教示ください。その際、判例・裁判例における考慮要素や、実際に認められた禁止期間について、併せてご教示ください。

さらに、永久的侵害禁止が否定されていることについて、反対の方向の議論や実務の動向があればご教示ください。

A14.

営業秘密侵害禁止事件で禁止期間を限定した主な判決について申し上げますと、大法院は 1996 年 12 月 23 日言渡 96 ダ 16605 判決で「営業秘密侵害行為を禁止させるのは、侵害行為者がそのような侵害行為によって公正な競争者より『有利な出発 (headstart)』ないし『時間節約 (lead time)』という優れた位置で不当に利益を得ることができないようにして、営業秘密保有者をしてそのような侵害がなかったとすれば、本来あったはずの位置に戻ることができるようにする点にその目的があるので、営業秘密侵害行為の禁止はこのような目的を達成するのに必要な時間的範囲内で技術の急速な発達状況及び弁論に現れた侵害行為者の人的・物的施設などを考慮して、侵害行為者や他の公正な競争者が独自の開発や逆設計のような合法的な方法によってその営業秘密を取得するのにかかる時間に相当する期間に制限しなければ」ならないと判示し、当該事件で技術情報の使用及び公開の禁止期間を判決確定日から 3 年（原告が自主開発するのに 2 年かかったと主張している一部技術情報に対しては 2 年）と定めた原審の措置は正当であると認めました。

そして、大法院は、1998 年 2 月 13 日言渡 97 ダ 24528 判決で（96 ダ 16605 判決での判示と同様に）営

業秘密侵害行為の禁止は公正かつ自由な競争の保障及び人的信頼関係の保護等の目的を達成するのに必要な時間的範囲内に制限されなければならないとして、上告を棄却し、これにより、原審が認めた3年の秘密保持期間がそのまま確定しました。

その反面、大法院は最近、営業秘密侵害禁止仮処分事件で「仮処分による債権者の権利は、本案とは異なり終局的なものではなく、暫定的・臨時的なものに過ぎず、仮処分はその性質上、迅速に行われるだけでなく被保全権利が消滅するなどの事情変更がある場合には、いつでも取消を求めることができる。(中略)特別な事情がない限り、営業秘密の侵害行為を禁止する仮処分の禁止期間を定めていなくても、違法ということとはできない」と判断しました⁽⁴⁾(大法院 2009年3月16日付 2008マ1087決定)。

最近の下級審判決例をみると、営業秘密侵害禁止期間を定めた判決(ソウル中央地方法院 2011年6月22日言渡 2010ナ95385判決)と定めのない判決(水原地方法院 2012年6月14日言渡 2010ガ合6089判決、ソウル中央地方法院 2013年2月13日言渡 2012ガ合31012判決、ソウル中央地方法院 2013年12月6日言渡 2011ガ合45458判決)がいずれも存在します。したがって、営業秘密侵害事件で禁止期間を常に限定するのが韓国裁判所の立場であると断定するのは難しいと思われま

一方、これに関する学界の議論は多くはありませんが、営業秘密侵害禁止期間を制限する裁判所の判決に対し、営業秘密侵害者に過剰な負担を与えないために営業秘密権利者の権利保護期間を事実上制約するもので、衡平上妥当性が問題となり、技術門外漢である裁判官が当該営業秘密がいつ頃他人によって独自開発などにより公知となり営業秘密性を喪失したものかを正確に判断し、期間を適切に設定するのが難しいかも知れないと批判する学界の見解があります。

Q15.

営業秘密保護法第14条の3(資料の提出)について

日本では、書類提出命令において、損害の計算をするために必要な書類のみならず、侵害行為について立証するために必要な書類も、提出命令の対象とされています(日本・不正競争防止法7条1項)。

貴国では、書類提出命令において、侵害行為について立証するために必要な書類も、提出命令の対象とさ

れていますか。仮に、対象とされていない場合には、「侵害行為」の立証のための提出命令について規定がない理由についてご教示ください。

また、係る規定がないことにより、実務上、問題はございませんか。

さらに、侵害行為について立証するために必要な書類を提出命令の対象に含める方向の法改正の議論がございますか。係る議論がある場合には、法改正の見込みを含めた議論状況をご教示ください。

また、日本では、書類提出命令において、インカメラ審理手続の規定がございます(日本・不正競争防止法7条2項~4項)。

貴国では、書類提出命令において、インカメラ審理手続の規定はございますか。仮に、係る規定がない場合、その理由についてご教示ください。

また、係る規定がないことにより、実務上、問題はございませんか。

さらに、インカメラ審理手続の規定を設ける方向の法改正の議論がございますか。係る議論がある場合には、法改正の見込みを含めた議論状況をご教示ください。

A15.

韓国では、営業秘密侵害行為の立証に必要な資料の入手や提出は、民事訴訟法によることとなります。民事訴訟法第344条は、文書提出命令に対して規定していますが、相手方または第三者が持つ文書に対して提出拒否事由がない限り、裁判所に文書提出命令を申請して文書を受け取ることができます。そして、裁判所が命令を下したにもかかわらず、相手方が裁判所の命令に従わなかったり、提出義務のある書証を毀損したり、使用できなくする場合には、裁判所は文書の記載に関する当事者の主張を真実のものと認めることができます。国家機関、裁判書、病院など提出義務のない者に対しても、民事訴訟法第352条による文書送付嘱託を申請して、関連文書を受け取ることができます。

一方、韓国の不競法には、損害額の算定に必要な資料の提出を命じることができる規定以外に、侵害行為の立証に必要な資料の提出を命じることができる規定はありません(ご参考までに、2016年6月30日から施行される改正特許法には、相手方当事者に侵害の証明のための資料の提出を命じることができる制度が新設されました)。当該規定は改正を通じて削除された

ものでなく、制定時から関連内容がなかったもので、規定がない理由に関する説明は特に見つかっていません。

ただし、民事訴訟で営業秘密侵害を立証するために文書提出命令制度を活用するとしても、相手方はこれに応じない場合が少なくなく、韓国における営業秘密侵害事件実務上では捜査機関が押収・搜索を通じて入手した営業秘密侵害の証拠が刑事事件で裁判所に提出されれば、これを文書送付嘱託を通じて入手し、民事訴訟事件に活用することが多いです。

一方、韓国の民事訴訟法には、相手方または第三者に文書提出義務が存在するか判断するために、文書所持者に文書を提示させた後、非公開で審理を行う制度があり（民事訴訟法第 347 条第 4 項）、これは証拠調査手続で相手方を排除して裁判所だけに当該資料を見せる in-camera 制度ではありません。当該規定がない理由に関する説明は特に見当たりません。韓国では民事訴訟法上明示的な in-camera 制度は存在しませんが、当事者が裁判部だけに当該内容を提示することを要求する場合、訴訟指揮によって事実上 in-camera 制度のように運営する場合があります。

なお、2016 年 6 月 30 日から施行される改正特許法では、特許侵害の立証または損害額の算定のための裁判所の資料提出命令に対し当事者が提出を拒否する正当な理由があると主張するとしても、裁判所は正当な理由かどうかを判断するために、提出を命令できるようにする規定を新設することで、いわゆる in-camera 制度を導入しました。現在としては、不競法にもこれを導入しようという具体的な立法活動は確認されていません。

Q16.

日本・不正競争防止法第 13 条（当事者尋問等の公開停止）との比較について質問します。

日本では、当事者尋問等を行う場合に、①当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、②当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができない場合には、当事者尋問等を公開しないで行うことが

できます（日本・不正競争防止法 13 条）。

貴国では、当事者尋問等の公開停止の規定がございますか。仮に、係る規定がない場合には、規定がない理由についてご教示ください。

また、係る規定がないことにより、実務上、問題はございませんか。

さらに、当事者尋問等の公開停止規定を設ける方向の法改正の議論がございますか。係る議論がある場合には、法改正の見込みを含めた議論状況をご教示ください。

A16.

韓国の憲法第 109 条で公開裁判の原則を規定し、国家の安全保障または安寧秩序を妨害したり、善良な風俗を害するおそれがあるときに公開しないことができると規定しています。営業秘密保護のために裁判を非公開で行うことについては、憲法第 109 条但書の公開例外規定で明示しておらず、韓国の不競法には、日本の不正競争防止法第 13 条のような規定はなく、当事者尋問等の公開停止と直接的に関連のある法令上の規定を見付けるのは難しいです。民事訴訟法第 347 条第 4 項は、文書提出命令に対してその文書が営業秘密を含んでいると抗弁する場合には、営業秘密であるかどうかを判断する手続きがあるが、これは事件全体を審理する手続きではないです。

ただし、実務上、どの事件の弁論期日を特別期日に指定したり（当該事件の前後に他の事件が指定されず、当該事件の当事者、代理人だけが出席することになった）、訴訟指揮権の行使によって一部弁論などを非公開で行う場合も度々あります。

一方、日本の不正競争防止法第 13 条のように、営業秘密保護のために当事者審問等を非公開とすることができるようにする規定の追加を検討しなければならないという見解もあります。

Q17.

貴国では、営業秘密侵害民事事件において、営業秘密侵害刑事事件記録を利用することができるのでしょうか。

仮に、利用可能な場合、どのような法的根拠・手続きにより利用することができるのでしょうか。

また、利用の実態についてご教示ください。

さらに、日本では、そもそも、営業秘密侵害事件に

において刑事手続化することは多くありません。貴国においては、営業秘密侵害事件を刑事手続化することは多いのでしょうか。また、貴国においては、営業秘密侵害事件の刑事手続を担当する専門の部署等があるのでしょうか。

A17.

韓国では、A15で説明した民事訴訟法第352条による文書送付嘱託申請を利用する方法で、営業秘密侵害民事事件で刑事事件の記録を利用することができます。

韓国では、営業秘密侵害事件が告訴、告発または認知による刑事事件で行われる場合が少なくありません。様々な理由がありますが、公権力を持っていない私人が証拠を入手するのは容易ではありませんが、捜査機関が押収・捜索または被疑者に対する調査を行うことで営業秘密侵害の証拠を確保することができ、刑事事件での証拠を民事事件で活用することができ、刑事上法的措置が民事上法的措置に比べて営業秘密侵害者に対する強力な制裁になり得るためです。

韓国の主要地方検察庁と主要地方警察庁には、営業秘密侵害事件を専門で担当する部署があります。

⑤ 罰則について

Q18.

営業秘密保護法第18条(罰則)①について

日本法では、平成27年不正競争防止法改正により、営業秘密の国内使用と国外使用とで罰則に違いを設けましたが、韓国法で、営業秘密の国内使用と国外使用とで罰則に差(国外使用の方が重い)を設けている理由をご教示ください。

また、韓国法では、罰金刑を科す基準として、「財産上の利得額」という概念が用いられていますが、これはどのような概念か(どのような計算式で罰金額を計算するのか)について、ご教示ください。

A18.

韓国の不競法でも、本来営業秘密の国内流出と国外流出を区分して処罰していませんでしたが、1998年12月31日法律第5621号に改正される際に、国外流出に対する処罰が強化されました。これに対しては、その改正理由として「最近、韓国企業の技術水準が向上し国際交流が増大するにつれ核心技術の流出など営業

秘密侵害行為の増加が懸念されるので、これに対し効率的に対処できるよう関連規定を補完」という趣旨を挙げており、特に、営業秘密の海外流出を防ぐために、企業に有用な技術上の営業秘密を外国で使用したり、外国で使用されることと知りながら第三者に漏らした者をより重く処罰できるよう規定することになったことが確認されます。ご参考までに、2007年には営業秘密が外国に流出する事例が速い速度で増えていることを受け、営業秘密を外国に流出する者に対する懲役刑の法定刑を最大7年以下から最大10年以下の懲役に引き上げました(2007年12月21日法律第8767号に改正されたもの)。

次に、罰金刑賦課の基準となる「財産上の利得額」に関して、大法院は「営業秘密を取得することによって得られる利益は、その営業秘密が持つ財産価値相当で、その財産価値は営業秘密によって技術開発にかかる費用が減少する場合は、その減少分相当と、さらにその営業秘密を利用して製品生産にまで発展させる場合、製品販売利益のうちその営業秘密が提供されなかった場合の差額相当として、そのような価値を勘案して市場経済原理によって形成される市場交換価格である」と判示しました(大法院1999年3月12日言渡98ト4704判決)。ご参考までに、営業秘密を「使用」することで得られる利益の算定方法に対し、明示的に判断した事例はまだ見付かっていません。

現実的に、上記財産上の利得額を正確に計算するのは容易でなく、(営業秘密侵害による不競法違反罪の要件を満たすことができず、認められた業務上背任罪に関するものではあるが)財産上の利得額に対する立証がない点などを理由に刑法上業務上背任罪の加重処罰規定である特定経済犯罪加重処罰等に関する法律罪(業務上背任罪の財産上の利得額が一定の金額を超える場合、認められる)を適用しない事例もあります(上記と同一の判決)。

Q19.

営業秘密保護法第18条(罰則)②について

日本法では、営業秘密の取得手段について限定して規定されていますが、韓国法では、営業秘密の取得手段について制限がないのでしょうか。また、その場合、罰則が適用される行為が相当広範囲にわたる恐れもありますが、その点、韓国内では議論がありますでしょうか。

A19.

韓国の不競法では、営業秘密の侵害行為の態様のうち「取得」に対し「窃取、欺罔、脅迫、その他不正な手段で営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」）」と規定しており、法でまず営業秘密の取得手段を不正取得行為に制限しています。

大法院は「営業秘密の取得とは、図面、写真、録音テープ、フィルム、電算情報処理組織によって処理できる形態で作成されたファイルなど有体物の占有を取得する形態はもちろん、その他有体物の占有を取得することなく営業秘密そのものを直接認識して記憶する形態または営業秘密を知っている人を雇用する形態でも行われ得ますが、いずれの場合でも、社会通念上営業秘密を自身のものにして、これを使用できる状態になったとすれば、営業秘密を取得したとみななければならない」と判示しました（大法院2009年10月15日言渡2008ド9433判決等）。一方、A3で説明した通り、企業の職員が職務上知った営業秘密を外部に無断搬出したことに関して、大法院は「企業の職員として営業秘密を認知してこれを使用できる者は既に当該営業秘密を取得したとみななければならないので、そのような者が当該営業秘密を単に企業の外部に無断搬出した行為は、業務上背任罪に該当し得ることは別論として、営業秘密の取得には該当しない」と判断しました（大法院2008年4月10日言渡2008ド679判決）。

このように、韓国では営業秘密の取得手段に対し法規定及び判例を通じて、ある程度具体的な概念が確立されているとみることができ、罰則が適用される営業秘密の取得範囲が明確かどうかに関する特別な議論は見付かっていません。

Q20.

営業秘密保護法第18条の2（未遂）について

日本の不正競争防止法でも、平成27年改正により未遂行為を処罰する規定を設けましたが、韓国法で未遂行為を処罰する規定を設けた趣旨をご教示ください。

また、具体的には、どのような行為が未遂行為と考えられているのでしょうか。

A20.

未遂及び予備・陰謀に対する処罰規定は2004年1月20日、不競法改正当時、新たに導入され、国会の検

討報告書によると、処罰規定の不備により未遂者を摘発しても処罰根拠がなく処罰できない点を勘案して、刑事政策的に営業秘密漏出直前段階での秘密保護を強化するための趣旨で導入されたものです。

営業秘密の「取得」は、営業秘密を自身のものにしてこれを使用できる状態になったとき、既遂となります。大法院判決のうち、被告人がコンピュータ・ネットワークにアクセスして営業秘密を自身の業務用コンピュータにダウンロードした行為に対し既遂に達したとみた事例があります（大法院2008年12月24日言渡2008ド9169判決）。一方、実行の着手は営業秘密を取得するために密接な行為を開始したとき（韓国裁判所で実行の着手に関して設けている基準です）認められるので、営業秘密を取得するためにコンピュータ・ネットワークにアクセスしたが、営業秘密を自身の業務用コンピュータにダウンロードすることができなかった場合には、未遂に終わったと判断されます。

一方、営業秘密の「使用」の場合、韓国大法院の判例によると、行為者が当該営業秘密に係る営業活動に利用あるいは活用する意思の下、その営業活動に近接した時期に営業秘密を閲覧する行為（営業秘密が電子ファイルの形態である場合には、保存の段階を超えて当該電子ファイルを実行する行為）をしたとすれば、その実行の着手があるとみており（大法院2009年10月15日言渡2008ド9433判決）、下級審判決のうち、営業秘密を閲覧した後、実際にその営業秘密を利用または活用したとき、既遂に至ったものとみたものがあります（ソウル高等法院2008年10月2日言渡2008ノ1298判決）。不正取得した電子ファイル形態の営業秘密を閲覧または活用する意思で実行しようとしたが、電算障害などの理由で当該ファイルが実行されなかったとすれば、これは未遂に該当します。

Q21.

営業秘密保護法第18条の3（予備、陰謀）について
日本の不正競争防止法では予備・陰謀行為を処罰する規定はございませんが、韓国法で予備・陰謀行為を処罰する規定を設けた趣旨をご教示ください。

また、具体的には、どのような行為が予備・陰謀行為と考えられているのでしょうか。

A21.

予備・陰謀に対する処罰規定の新設趣旨はA20を

ご参考下さい。

予備とは、犯罪の実行のための物的準備行為を、陰謀とは、2人以上が犯罪実行に合意することを意味します。競合会社のコンピュータ・ネットワークから営業秘密を取得するためにコンピュータ・ネットワークのアクセスIDとPWを調査したり、営業秘密を移す業務用コンピュータを準備する行為が予備に該当し、上記のような方法で他の会社の営業秘密を不正取得することに2人以上が合意したとすれば、陰謀に該当します。

4. 回答内容についての補足情報とまとめ

①秘密管理性および営業秘密侵害行為について

2015年1月28日付の不競法改正以降における大法院、下級審における判例の有無、内容等の情報が質問事項に対応して提供された。

改正後の秘密管理性に関しては、大法院での判断はまだ無いようだが、下級審での判断が紹介されている。併せて、今後の法改正の方向性の情報も提供された。なお、秘密管理性の有無の判断に関して、外国企業に対して別様に扱った判決は見つかっていないとのことである。

また、営業秘密の保護のために取る措置に関して、大法院の判断に基づいたコメントを頂いた。

該当行為に関する一般条項の条文が、「不正競争行為」に関する条文に規定されている。条文の位置と関係なく「営業秘密の侵害行為」に適用されるか否かは、下級審で判断が分かれていて、今後の裁判所の判断をウォッチしていく必要があるとのことである。

②産業技術保護法と営業秘密保護法との関連について

公知技術、すなわち内容が全て公開された産業技術に対しては産業技術保護法上の保護対象ではないと考えられるが、公知技術が産業技術保護法上の保護対象から除外されるかどうかに関する大法院の立場は、まだ断定することはできないと思われる。しかし、特許登録によって一部開示された産業技術を流出した者に対して産業技術保護法違反として擬律した事例が存在する。

また、日本企業が提携先の韓国企業に開示した情報が（不競法による保護と別個で）産業技術保護法による保護対象に該当する可能性は低いものと考えられるが、少なくとも公知でない技術内容を含む情報を開示する場合は、開示した情報であることを開示日時と

もに証明できるようにしておく必要があると思われる。

③タイムスタンプについて

韓国での営業秘密の保管制度に関するアウトラインを把握するのに必要な情報を入手することができた。

タイムスタンプに相当する電子指紋の登録は、原本証明サービスとして韓国不競法に基づき行われている。こちらは産業通商資源部の韓国特許情報院傘下に属する営業秘密保護センターにおいて運営されており、今後発生し得る営業秘密に関する紛争に備えた予防的措置が主目的である。

これに対し、技術資料任置制度は中小企業庁傘下で大手・中小企業共生協力促進に関する法律に基づき運営されている。中小企業が保有する技術をバックアップ（back-up）することで、技術の滅失・毀損を防止することが主目的である。

韓国特許情報院傘下に属する研究ノート拡散本部は、発明振興法等に基づき、研究の過程及び成果に関するデータの利用を促進することを目的に設けられている。

なお、電子政府法は行政業務の電子的処理のために制定されたもので、上記各制度とは趣旨が異なる。同法には電子化文書の真正性の確認及び偽造・変造の防止のための技術的な対策を講じることが書かれており、結果としてタイムスタンプが利用されているにすぎないことが判明した。

④営業秘密の保護について

韓国では、大法院の1996年12月23日言渡96ダ16605判決で、営業秘密侵害禁止事件において禁止期間が限定されたが、近時の大法院及び下級審判決例によれば、常に係る限定がなされるものではないとのことである。

また、書類提出命令、インカメラ審理手続及び当事者尋問等の公開停止に関する韓国法の正確な理解及び実務対応の理解に資する情報を得ることができた。

韓国における営業秘密侵害民事事件における営業秘密侵害刑事事件記録の利用に関して、韓国の実務においては、刑事事件において捜査機関が収集した証拠が裁判所に提出された場合、文書送付囑託により係る証拠を入手し、民事事件で活用することが多いとのことであり、韓国における営業秘密侵害事件への対応方法を理解する上で、重要な情報である。

また、営業秘密侵害民事事件における営業秘密侵害

刑事事件記録の利用の前提として、韓国では、日本と異なり、営業秘密侵害事件が刑事事件化されることが少なくないとのことである。さらに、営業秘密侵害事件の専門担当部署が、主要な地方検察庁及び地方警察庁に置かれていることが判明した。

⑤罰則について

韓国の不正競争防止法でも、もともとは営業秘密の国内流出と国外流出とを区分して処罰していなかったが、1998年12月31日法律第5621号改正により、国外流出に対する処罰が強化された。

また、韓国の不正競争防止法では、営業秘密の侵害行為について、営業秘密の取得手段を「窃取、欺罔、脅迫、その他不正な手段で営業秘密を取得する行為」に制限している。

未遂及び予備・陰謀に対する処罰規定は、2004年1月20日の不正競争防止法改正によって新たに導入された。処罰規定の不備により未遂者を摘発しても処罰根拠がなく処罰できない点を考慮し、刑事政策的に営業秘密漏出直前段階での秘密保護を強化するための趣旨で導入された。

なお、予備とは、犯罪の実行のための物的準備行為を、陰謀とは、2人以上が犯罪実行に合意することを意味する。

注

- (1) 上記判決は、「被害会社が被告人から上記の通り一般的な会社機密保持覚書を提出させた事実だけでは、被害会社が小規模会社という点を考慮しても、本件資料が相当な努力によって秘密として保持されたとみるのは難しい」と判示しました。
- (2) 上記判決は、「被告人が公訴外株式会社に入社する際に、営業秘密を公開したり漏洩しないという内容の誓約書を作成しており、被告人1の場合、退社するときに会社の業務を遂行する過程で取得した製品のソースコードなどの企業秘密は会社の大切な資産であることを認知し、オフィス外に搬出していないことを確認するという内容の企業秘密保護誓約書を作成してはいるが、公訴外株式会社がプログラムファイルの秘密を保持するために必要な特別なセキュリティ装置や保安管理規程を置いておらず、重要度によってプログラムファイルを分類したり、対外秘または機密資料という特別な表示もしていなかった点、研究員は会社のファイルサーバーに自由にアクセスできたため、ファイルサーバー内に保存された情報を特別な制限なく閲覧・コピーでき、複写された保存媒体もいつでも搬出できた点などに照らして、本件各プログラムファイルは、相当な努力によって秘密として保持されたとみることは難しい」と判示しました。
- (3) 上記判決に対しては上告が提起されており、現在、大法院で係属中です。
- (4) ただし、この決定で大法院は、営業秘密侵害禁止請求権の行使にあたって永久的禁止は許容されないことを明らかにしています。

(原稿受領 2017. 7. 7)